

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業

募集要項

令和5年7月

東京都下水道局

目次

第1	募集要項の位置づけ	1
第2	事業の内容に関する事項	2
1	事業名称	2
2	事業の対象となる施設	2
3	事業場所	2
4	事業目的	2
5	事業概要	2
6	事業範囲及び業務内容	2
7	事業要件	3
8	事業方式	3
9	契約の形態	3
10	事業期間	4
11	事業者の収入と支払い	4
12	総事業費と提案上限価格	5
13	事業期間終了時の措置	5
14	遵守すべき法令等	5
第3	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	事業者の募集及び選定方法	6
2	応募者の参加資格等	6
3	優先交渉権者の選定に関する事項等	8
4	スケジュール	10
5	応募手続等	10
6	優先交渉権者選定後の手続	12
7	応募に関する基本事項	13
第4	民間事業者の責任の明確化等、事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1	リスク分担の基本的な考え方	14
2	事業者の責任の履行に関する事項	14
3	局による事業実施状況の確認	15
4	性能未達の場合	15
第5	本事業の対象施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1	本事業の対象施設の立地等に関する事項	17
2	本事業の対象施設の規模及び配置	17
第6	基本協定及び事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..	18
第7	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1	基本的な考え方	18
2	事業者の事情で本事業の継続が困難となった場合	18
3	局の事情で本事業の継続が困難となった場合	18
4	不可抗力その他の事情で事業の継続が困難となった場合	18
第8	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1	法制上及び税制上の措置	19

2	財政上及び金融上の支援.....	19
3	その他の支援.....	19
別紙 1	事業範囲.....	20
別紙 2	締結主体.....	21
別紙 3	出来高上限額	22

本募集要項では、以下のように用語を定義する。

- ・「維持管理・運営」とは、維持管理・運営事業者の責任において、本施設の運転管理、保全管理及び改築更新を適切に実施し、施設を健全に保ち、本事業を営むことをいう。
- ・「維持管理・運営契約」とは、局及び維持管理・運営事業者の間で締結される維持管理・運営業務に係る契約をいう。
- ・「維持管理・運営事業者」とは、構成企業のうち、局から維持管理・運営業務を直接受託する構成企業（単独、JV 又は SPC）をいう。
- ・「運転管理」とは、維持管理・運営契約に基づいた性能を発現するために、本施設を安定的かつ安全に運転し、管理することをいう。
- ・「SPC」とは、本事業の維持管理・運営業務の実施を目的として事業者により設立される会社（Special Purpose Company）をいう。
- ・「応募者」とは、事業者の選定にかかる募集に応募する者をいう。
- ・「改築更新」とは、維持管理・運営契約に基づいた性能を維持するために、劣化して使用困難となったものを撤去し、代わりに新しいものを設置すること（「下水道施設の改築について」（平成 28 年 4 月 1 日・国水事第 109 号 下水道事業課長通知）に示される「小分類」単位以上のものを取り替えることを要する。）をいう。
- ・「企業グループ」とは、複数の企業からなるグループをいう。
- ・「基本協定」とは、局及び優先交渉権者の間で締結される本事業に係る協定をいう。
- ・「局」とは、「東京都下水道局」をいう。
- ・「契約確定の日」とは、契約書に全ての契約の当事者が記名押印した時点が属する日をいう。
- ・「構成企業」とは、事業者を構成する企業をいう。
- ・「JV」とは、複数の企業からなる共同企業体（Joint Venture）をいう。
- ・「事業契約」とは、基本契約、設計・建設契約、維持管理・運営契約をいう。なお、副産物等売買単価契約は、局及び副産物等利活用実施事業者の間で締結される場合にのみ事業契約に含むものとする。
- ・「事業者」とは、本事業を委ねる民間事業者をいう。
- ・「事業提案書」とは、本事業に関する提案が記載された書面の全てをいう。
- ・「事業用地」とは、本事業を行うための用地として要求水準書に基づき指定された敷地をいう。
- ・「消化ガス」とは、嫌気性消化により発生するメタンを主成分とする可燃性ガスをいう。
- ・「消化ガス発電施設」とは、消化ガスを利用して発電及び温水供給を行う施設をいう。
- ・「審査委員会」とは、「森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業提案審査委員会」をいう。
- ・「設計・建設」とは、設計・建設事業者の責任において、本施設の設計及び建設を適切に実施することをいう。
- ・「設計・建設契約」とは、局及び設計・建設事業者の間で締結される設計・建設業務に係る契約をいう。
- ・「設計・建設事業者」とは、構成企業のうち、局から設計・建設業務を直接請け負う構成企業（単独又は JV）をいう。
- ・「代表企業」とは、構成企業の中から、応募者を代表して応募手続等を行う者をいう。

- ・ 「不可抗力」とは、局及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、津波、落盤、騒乱、暴動、戦争、疫病、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は不可抗力に含まれないものとする。
- ・ 「副産物等」とは、要求水準を満たした上で生じる消化ガスの副産物又は消化ガスを加工して生じる副産物等をいう。
- ・ 「副産物等売買単価契約」とは、事業者の提案に基づき局及び副産物等利活用実施事業者の間で締結される副産物等の売買に係る単価契約をいう。
- ・ 「副産物等利活用施設」とは、副産物等を利活用する施設をいう。本施設には含まないものとする。
- ・ 「副産物等利活用実施事業者」とは、構成企業のうち、自らの責任で副産物等の利活用を行う構成企業（単独又はJV）をいう。
- ・ 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令をいう。
- ・ 「法令等の変更」とは、法令等が制定又は改廃されることをいう。
- ・ 「保全管理」とは、維持管理・運営契約に基づいた性能を維持するために、本施設の劣化防止、劣化測定及び劣化回復の諸機能を担う日常的及び定期的な計画、点検、検査、修繕などの管理を行うことをいう。
- ・ 「本事業」とは、局の森ヶ崎水再生センターにて消化ガス発電施設の設計・建設及び維持管理・運営を実施する「森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業」をいう。
- ・ 「本施設」とは、本事業の消化ガス発電施設をいう。
- ・ 「優先交渉権者」とは、審査委員会による審査の結果、局より優先交渉権を与えられた者をいう。

第1 募集要項の位置づけ

本募集要項は、局が本事業を実施するに当たり、応募者を対象に公表するものである。

なお、次の文書は、本募集要項と一体のものである（以下「募集要項等」という。）。したがって、事業提案書等の応募者が局に提出する書類（以下「提出書類」という。）の作成に当たっては、募集要項等を精読の上、遺漏のないように努めること。

また、募集要項等と、先に局が公表した「実施方針」、「要求水準書（案）」及び「実施方針及び要求水準書（案）」に関する質問への回答」との間に異なる点がある場合には、募集要項等の規定を優先するものとする。

- (1) 要求水準書
- (2) 審査基準
- (3) 基本協定書（案）
- (4) 基本契約書（案）
- (5) 設計・建設契約書（案）
- (6) 維持管理・運営契約書（案）
- (7) 副産物等売買単価契約書（案）
- (8) 様式集

第2 事業の内容に関する事項

1 事業名称

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業

2 事業の対象となる施設

消化ガス発電施設

3 事業場所

東京都大田区昭和島二丁目 5 番 1 号 森ヶ崎水再生センター東処理施設内

4 事業目的

- (1) 再生可能エネルギーの利用拡大による温室効果ガス排出量の削減
- (2) 施設運営の効率化による電力コストの縮減
- (3) 複数電源の確保による施設運営の信頼性向上

5 事業概要

本事業は、バイオマス資源である下水汚泥から発生する消化ガスを有効利用し、発電による電力及び汚泥消化槽の加温用温水（以下「温水」という。）を確保するものであり、民間事業者のノウハウを活用し、効率的に実施するものである。

また、本事業の事業目的に沿う場合は、事業者の提案により副産物等の利活用を行うことができる。

6 事業範囲及び業務内容

(1) 事業範囲

事業範囲は別紙 1 に示す。

(2) 業務内容

ア 設計・建設に関する業務

事業者は、本事業の維持管理・運営期間を通じて安定的に消化ガス発電による電力及び温水の供給を行うため、本施設の設計・建設を行う。

- ・設計
- ・土木工事
- ・建築工事
- ・機械設備工事
- ・電気設備工事
- ・その他本事業を実施する上で必要な業務

イ 維持管理・運営に関する業務

事業者は、本事業の維持管理・運営期間を通じて安定的に消化ガス発電による電力及び温水の供給を行うため、本施設の維持管理・運営を行う。

- ・運転管理業務

- ・保全管理業務
- ・改築更新業務
- ・その他本事業を実施する上で必要な業務

ウ 電力の供給

事業者は、局より供給される消化ガスを利用して発電し、局に電力を供給する。局は、この電力を森ヶ崎水再生センターの場内電力として利用する。消化ガスの具体的な利用方法は、事業者の提案によるものとする。

エ 温水の供給

事業者は、局より供給される上水、三次処理水及び消化ガスを利用し、局に温水を供給する。局は、この温水を汚泥消化槽の加温に利用する。上水又は三次処理水、消化ガスの具体的な利用方法は、事業者の提案によるものとする。

オ 副産物等の利活用

事業者は、本事業において要求水準を満たし、事業者の提案について事業目的に沿ったもので実現性・有効性があると局が認めた場合に限り、事業者の責任で副産物等の利活用を行う（以下「事業者が副産物等利活用を行う場合」という。）ことができる。副産物等利活用施設は、事業用地内に土地を有償で占有して設置し、事業者は自らの責任において設計・建設及び維持管理・運営を実施するものとする。

副産物等利活用施設は民設民営とし、設計・建設及び維持管理・運営に係る費用は事業者が負担する。また、副産物等利活用施設は事業者の所有とする。

7 事業要件

事業者は、局より供給された消化ガスを有効利用し、局に 2,200 万 kWh/年以上の電力を供給するとともに、汚泥消化槽の加温のための温水を供給する。詳細は要求水準書に示す。

8 事業方式

本事業は、官民連携手法による事業方式の比較検討を行った結果、最も効果的な事業実施が可能である DBO 方式により実施する。

9 契約の形態

局と優先交渉権者は、双方の協力義務等を規定した基本協定を締結する。

基本協定締結後、局と優先交渉権者は、協議が整った場合、相互に協力し本事業を円滑に実施するため、本事業に係る基本契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、局と設計・建設事業者は本事業に係る設計・建設契約を締結し、局と維持管理・運営事業者は本事業に係る維持管理・運営契約を締結する。また、事業者が副産物等利活用を行う場合、基本契約に基づいて、局と副産物等利活用実施事業者は、副産物等売買単価契約を締結する。

なお、設計・建設事業者が JV を結成する場合、上述の設計・建設事業者を JV と読み替える。維持管理・運営事業者が JV を結成する場合、上述の維持管理・運営事業者を JV と読み替える。また SPC を設立する場合は、上述の維持管理・運営事業者を SPC と読み替える（以下、

同じ。)

基本協定及び事業契約の締結主体を別紙 2 に示す。

10 事業期間

(1) 設計・建設期間

契約確定の日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(2) 維持管理・運営期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 29 年 3 月 31 日まで

(3) 副産物等利活用期間

事業者が副産物等利活用を行う場合の期間は以下のとおりである。

ア 副産物等利活用施設の設計・建設期間

契約確定の日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

イ 副産物等利活用施設の維持管理・運営期間（副産物等利活用施設の撤去期間を含む。）

令和 9 年 4 月 1 日を開始日とし、終了日については令和 29 年 3 月 31 日までの期間において事業者提案とする。

11 事業者の収入と支払い

(1) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。詳細は事業契約（案）に示す。

ア 本施設の設計・建設業務に係る対価

局は、本施設の設計・建設業務に係る対価を設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて、設計・建設事業者を支払う。

なお、出来高予定額（各会計年度の支払限度額）は別紙 3 に示す。

イ 本施設の維持管理・運営業務に係る対価

局は、本施設の維持管理・運営業務に係る対価を維持管理・運営期間にわたって維持管理・運営事業者を支払う。

ウ 副産物等の利活用（有価）による収入

事業者が副産物等利活用を行う場合、副産物等の利活用に際して得られた収入は、全て副産物等利活用事業者のものとする。

(2) 局への支払い

ア ユーティリティ費

維持管理・運営事業者は、維持管理・運営期間にわたり、局より供給するユーティリティ（上水）に関する費用を局に支払う。

なお、事業提案時に用いる上水の単価は 404 円/m³（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

※ 単価は毎年度改定を行う。

イ 副産物等買取費

事業者が副産物等利活用を行う場合、副産物等利活用実施事業者は、局に副産物等買取費を支払う。

なお、副産物等買取費の単価は、事業者提案とする。

ウ 副産物等利活用施設に係る土地使用料等

事業者が副産物等利活用を行う場合、副産物等利活用実施事業者は、副産物等利活用施設を設置する土地の使用料及び副産物等利活用施設に係るユーティリティ（電力及び上水）に関する費用を局に支払う。

なお、事業提案時に用いる土地使用料の単価は 724 円/m²・月とする。

※ 単価は毎年度改定を行う。

※ 電柱及び埋設物等を設置する場合は、別途単価の設定あり。

12 総事業費と提案上限価格

(1) 総事業費

局は、本事業に係る費用を負担する。本事業の設計・建設費と維持管理・運営費の合計から副産物等買取費を差し引いた額を総事業費とする。ただし、総事業費に副産物等利活用施設の設計・建設費及び維持管理・運営費、局への土地使用料及びユーティリティ費を含まない。なお、総事業費に関わる範囲及び条件等は、要求水準書に示す。

(2) 提案上限価格

本事業の提案上限価格は、以下のとおりとする。なお、提案上限価格には、事業契約締結時までの物価変動を見込むものとする。

金 11,300,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※ 設計・建設費の提案上限価格 5,400,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

13 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間終了の 5 年前を目途に本施設の取扱いについて、局と協議を開始する。

14 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり関係法令等を遵守しなければならない。想定される関係法令等は、要求水準書に示す。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

局は、本事業への参加を希望する事業者を広く募集し、事業の透明性及び公平性に配慮した上で事業者を選定する。

事業者の募集及び選定方法は、一般公募型プロポーザル方式により行う。

2 応募者の参加資格等

(1) 応募者の構成

- ア 応募者は、単独企業又は企業グループとする。
- イ 応募者は、代表企業を定めるものとし、当該代表企業が本事業に係る応募手続を行う。なお、単独企業の場合は、当該企業が代表企業となり、本事業に係る応募手続を行う。また、代表企業は局との各種協議及び契約交渉並びに契約締結等の一切の窓口を担い、調整を行う。
- ウ 代表企業は、設計・建設業務及び維持管理・運營業務の構成企業となること。また、事業者が副産物等利活用を行う場合、副産物等利活用に係る構成企業となること。
- エ 応募者は、参加資格確認申請時に各構成企業が本事業の遂行上果たす役割を明示する。
- オ 応募者が JV を結成する場合、JV を構成する企業は 3 者以内とし、代表企業の出資比率は他の構成企業の出資比率を下回らないものとする。
- カ 応募者が SPC を設立する場合は、維持管理・運営を行う構成企業が SPC に出資して出資構成企業となり、代表企業の議決権保有割合が 100 分の 50 を超えるものとする。なお、構成企業以外の者が SPC の出資者となってはならない。また、SPC の維持に当たって、出資構成企業は原則として変更できないものとする。ただし、出資構成企業のいずれかが債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合等やむを得ない事情により出資構成企業の SPC への出資が困難な事態となった場合には、代表企業は直ちに局に通知するとともに、出資構成企業と連帯して必要な出資金を確保し、SPC を維持しなければならない。
- キ 構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。
- ク 同一の応募者が複数の事業提案を行うことはできない。

(2) 応募者の参加資格

ア 共通の参加資格

応募者は、以下の参加資格を全て満たすこと。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (イ) 「東京都下水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱」（平成 18 年 3 月 30 日付 17 下経契第 225 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (ウ) 「東京都下水道局契約関係暴力団等対策措置要綱」（平成 22 年 10 月 22 日付 22 下経契第 203 号）第 3 条第 1 項に基づく排除措置を受けていないこと。
- (エ) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）第 21 条第 1 項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになっ

たとき等。ただし、局が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。) になく、経営状態に問題がないこと。

- (d) 審査委員会の委員との間に資本面において関係がないこと。
- (e) 本事業に関するアドバイザー業務に関係している以下の者及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）でないこと。
 - ・ 株式会社 NJS（所在地：東京都港区芝浦 1-1-1 浜松町ビルディング 14 階）
 - ・ 岩本法律事務所（所在地：東京都新宿区新宿 1-20-14 サンモール第 8-603）
 - ・ 西村あさひ法律事務所（所在地：東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー）

イ 本施設の設計・建設に必要な参加資格に関する事項

本施設の設計・建設を行う構成企業は、以下の参加資格を満たすこと。

- (ア) 本施設の設計・建設を行う構成企業のうち 1 社以上が以下の要件を満たすこと。
 - ・ 令和 5・6 年度東京都建設工事等競争入札参加資格を有すること。
- (イ) 本施設の設計を行う構成企業のうち 1 社以上が以下の要件を満たすこと。
 - ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 本施設の建設を行う全ての構成企業が以下の要件を満たすこと。
 - ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (エ) 本施設の設計・建設を行う構成企業のうち 1 社以上が以下の要件を満たすこと。
 - ・ 過去 25 年以内に元請として 1,300kW 以上の発電設備の工事の実績を有すること。

ウ 本施設の維持管理・運営に必要な参加資格に関する事項

本施設の維持管理・運営を行う構成企業は、以下の参加資格を満たすこと。

- (ア) 本施設の維持管理・運営を行う構成企業のうち 1 社以上が以下の要件を満たすこと。
 - ・ 令和 5・6 年度東京都物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。

エ 副産物等利活用施設の設計・建設及び維持管理・運営に必要な参加資格に関する事項

事業者が副産物等利活用を行う場合、副産物等利活用を行う構成企業は、以下の参加資格を満たすこと。

- (ア) 設計・建設を行う構成企業のうち 1 社以上が以下の要件を満たすこと。
 - ・ 令和 5・6 年度東京都建設工事等競争入札参加資格を有すること。
- (イ) 設計を行う構成企業のうち 1 社以上が以下の要件を満たすこと。ただし、副産物等利活用に伴う建築物の築造を行う場合に限る。
 - ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 建設を行う全ての構成企業が以下の要件を満たすこと。
 - ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (エ) 維持管理・運営を行う構成企業のうち 1 社以上が以下の要件を満たすこと。
 - ・ 令和 5・6 年度東京都物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。

(3) 構成企業の変更

ア 構成企業の変更に係る原則

参加資格確認基準日以降、応募者の構成企業の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなった場合、原則として当該応募者を失格とする。

また、参加資格確認基準日以降、応募者の構成企業の入替・追加・脱退及び担当業務の変更（以下「構成企業の変更」という。）は、原則として認めない。

イ 構成企業の変更に係る特例

(ア) 参加資格確認基準日から事業提案書の提出日の前日まで

局は、参加資格確認基準日以降に応募者が構成企業の変更を申請した場合、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、事業提案書提出日の前日までにこれを承認する。ただし、代表企業の変更は、例外なく認めない。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に局と協議を行わなければならない。

(イ) 事業提案書の提出日から優先交渉権者決定日まで

局は、事業提案書の提出日以降に応募者の構成企業（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で応募者が構成企業の変更を申請したときは、提案内容の継続性を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認する。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に局と協議を行わなければならない。

ウ 会社統合等に関する特例

イの規定にかかわらず、参加資格審査の結果、参加資格が認められた後、会社統合等のやむを得ない特別な事情により参加資格を満たさなくなった応募者（以下「変更前の応募者」という。）であって、かつ、会社統合等が行われた後の変更前の応募者を含む会社等（以下「変更後の応募者」という。）が変更前の応募者の地位の承継を希望する場合は、提案内容の継続性等を勘案し、局は、変更後の応募者の参加資格を確認したうえで、地位の承継を承認することができる。

本申請を行おうとする変更後の応募者は、当該申請の前に局と協議を行わなければならない。

3 優先交渉権者の選定に関する事項等

(1) 審査

審査は、審査基準に基づいて審査委員会において行う。この審査結果を踏まえ、局が優先交渉権者を決定する。

審査委員会の委員は次のとおりである。委員への問合せや働きかけは禁止とし、審査委員会の公平性を損なう行為をした者は失格とする。

委員長 佐藤 弘泰（東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授）

委員 井上 潔（東京都下水道局 設備調整担当部長）

委員 高橋 玲路（アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士）

委員 丸山 徳義（地方共同法人日本下水道事業団 ソリューション推進部長）

（敬称略、委員長以下五十音順）

(2) 審査内容

「森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業審査基準」に示す。

(3) 審査結果の通知及び公表

参加資格の審査結果は、応募者に文書で通知する。

また、優先交渉権者の選定結果は、応募者に文書で通知するとともに、優先交渉権者のみ局ホームページで公表する。

(4) 提出書類

応募者より提出された書類は返却しない。

また、局は応募者より提出された書類を審査として使用する以外は、無断で使用しない。

(5) 事業契約の締結

局は、優先交渉権者と基本協定を締結する。基本協定締結後、基本契約を締結し、これに基づき設計・建設契約、維持管理・運営契約を締結する。

また、事業者が副産物等利活用を行う場合、基本契約に基づき副産物等売買単価契約を締結する。

(6) 著作権

事業提案書に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、審査結果の公表等、本事業に関し局が必要と認める場合には、局は必要な範囲において無償で使用するができる。

(7) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている機器、材料、施工方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

(8) 資料の公開

局は、優先交渉権者の決定後、必要に応じて応募者の提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については局と各応募者との間で協議する。

4 スケジュール

令和5年7月28日	公告（募集要項等の公表）
令和5年7月31日～令和5年8月18日	募集要項等に関する質問の受付
	参加資格確認申請書類等の提出
令和5年9月中旬	募集要項等に関する質問への回答
	参加資格審査結果通知書の送付
令和5年9月26日～令和5年10月16日	事業提案書の提出
令和5年11月中旬	事業提案ヒアリング
令和6年1月中旬	優先交渉権者の決定
令和6年2月上旬	基本協定の締結

5 応募手続等

(1) 補足資料の提供

局は、希望する応募者に対して、本事業に関連する補足資料を電子データで提供する。電子データの提供は、局が指定するファイル送受信機能を使用して行う。電子データの提供を希望する応募者（以下「提供希望者」という。）は、下記のとおり局宛てに申込を行うこと。

ア 提供するデータは以下のとおりとする。

- ・ 5か年分の維持管理データ（消化ガス発生量、取引熱量、消化槽内温度等）
- ・ 事業に関する写真データ（事業用地、搬出入ルート等）

イ 受付期間は、令和5年7月31日午前9時から令和5年8月4日午後5時までとする。

ウ 提供希望者の申込方法は、様式集の様式 1-6_補足資料提供依頼書兼誓約書を作成の上、電子メールの添付ファイルとして、担当窓口を示したアドレス宛てに送信する。

エ 局は、提供希望者に対して、令和5年8月10日までにデータファイルの取得方法等を電子メールにて通知する。提供希望者は、局が指定する方法によりデータを収受する。

オ データは、本事業への参加を希望する応募者に限り、本事業への応募に関して必要な範囲内でのみ使用可能とする。

(2) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問の受付を以下のとおり行う。

ア 受付期間は、令和5年7月31日午前9時から令和5年8月18日午後5時までとする。

イ 受付方法は、電子メールによる提出のみとする。

ウ 質問は、様式集の様式 1-1_募集要項に関する質問書から様式 1-5_様式集に関する質問書までを用いて作成し、電子メールの添付ファイルとして担当窓口を示したアドレス宛てに送信する。

(3) 募集要項等に関する質問への回答

上記(2)により受け付けた質問への回答は、令和5年9月中旬に局ホームページにおいて公表する予定である。なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合があ

る。

(4) 参加資格確認申請書類等の提出

参加資格確認申請書類等については、単独企業又は企業グループで提出するものとし、企業グループで応募する場合は代表企業が提出するものとする。

- ア 提出期間は、令和 5 年 7 月 31 日午前 9 時から令和 5 年 8 月 18 日午後 5 時までとする。
- イ 提出方法は、郵送（書留）又は信書便（書留に準ずるもの）（以下「郵送等」という。）とし、令和 5 年 8 月 18 日午後 5 時までに必着とする。
- ウ 郵送先は、担当窓口とする。
- エ 提出書類は、様式集の様式 2-1_参加表明書から様式 2-7_導入実績調書までを用いて作成する。
- オ 提出部数は、原本 1 部及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1 部とする。

(5) 参加資格審査結果通知書の送付

局は、令和 5 年 8 月 18 日を参加資格確認基準日とし、本事業の参加資格の確認を行う。なお、参加資格審査結果通知書については、令和 5 年 9 月中旬に局から応募者に文書で通知するものとし、事業提案書の提出に必要となる応募者番号も併せて通知する。

(6) 事業提案書の提出

- ア 提出期間は、令和 5 年 9 月 26 日午前 9 時から令和 5 年 10 月 16 日午後 5 時までとする。
- イ 提出方法は、郵送等とし、令和 5 年 10 月 16 日午後 5 時までに必着とする。
- ウ 郵送先は、担当窓口とする。
- エ 提出書類及び提出部数は、表 1 に示すとおり。なお、提出書類は、様式集を用いて作成する。

表 1 提出書類

提出書類	様式集	提出部数
事業提案書全般に関する書類	様式 I	(紙媒体) 原本 1 部、副本 6 部 (電子媒体) CD-R 又は DVD-R 1 部
事業提案概要書に関する書類	様式 II	
総事業費に関する書類	様式 III	
基礎審査に関する書類	様式 IV	
本審査に関する書類	様式 V	

(7) 参加の辞退

参加資格を認められた応募者が本事業への参加を辞退する場合は、「参加辞退届」を局に提出する。

- ア 提出方法は、担当窓口へ郵送等で提出する。
- イ 提出書類は、様式集の様式 3_参加辞退届を用いて作成する。
- ウ 提出部数は、原本 1 部とする。

(8) 事業提案書に関する確認

事業提案書の審査に先立ち、提案内容の確認のために局は応募者宛てに、質問書を申請時の電子メールアドレス宛てに通知する場合がある。応募者は、事業提案ヒアリング時に質問書への回答を行うこと。

(9) 事業提案ヒアリング

局は、応募者に事業提案に関するヒアリングを行う。これは、ヒアリングを通して局が補足説明及び補足資料の提出を求めることで、提案内容についての疑義の解消を図ることを目的としている。

- ア 実施期間は、令和 5 年 11 月中旬を予定する。
- イ ヒアリングの実施方法、場所、日時等の詳細は、申請時の電子メールアドレス宛てに連絡する。
- ウ ヒアリングは、非公開で実施するものとする。基礎審査に関する内容の確認のみであり、事業提案に対する PR は認めない。

(10) 事業者を選定しない場合

事業者の募集及び選定において、応募者がいない又はいずれの応募者も参加資格と要求水準を満たさないと局が判断した場合には、事業者を選定せずにこの旨を速やかに公表する。

6 優先交渉権者選定後の手続

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者として選定された者は、速やかに局と協議を行い、協議が整った場合には、本事業に係る基本協定を局と締結しなければならない。

(2) 基本契約の締結

事業者は、本事業における設計・建設、維持管理・運営等に関し、本事業に係る基本契約を局と締結しなければならない。

(3) 設計・建設契約の締結

設計・建設事業者は、基本契約に基づいて、本施設の設計・建設に関し、本事業に係る設計・建設契約を局と締結しなければならない。

(4) SPC の設立

優先交渉権者として選定された企業グループが SPC を設立する場合は、SPC を維持管理・

運営契約締結までに、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立し、商業登記簿謄本を局に提出しなければならない。

当該 SPC に出資する者は、維持管理・運営契約が終了するまで、SPC の株式を保有するものとし、局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

なお、設立する SPC は、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

(5) 維持管理・運営契約の締結

維持管理・運営事業者は、基本契約に基づいて、本施設の維持管理・運営に関し、本事業に係る維持管理・運営契約を局と締結しなければならない。

(6) 副産物等売買単価契約の締結

事業者が副産物等利活用を行う場合、副産物等利活用実施事業者は、副産物等売買単価契約を局と締結しなければならない。

(7) 他の応募者との協議

基本協定及び事業契約の締結に当たり、次の事項の場合、局は他の応募者と協議を行うことができる。その場合、審査委員会における審査結果の順位が高い応募者から協議を行う。

ア 基本協定及び事業契約の内容に関する協議が成立しない場合。

イ 基本契約締結までに優先交渉権者が参加資格を欠くに至った場合。ただし、当該優先交渉権者の構成企業（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で優先交渉権者が構成企業の変更を申請したときは、提案内容の継続性を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の優先交渉権者の参加資格を確認した上で、基本契約締結の日までにこれを承認する。本申請を行おうとする優先交渉権者は、当該申請の前に局と協議を行わなければならない。

7 応募に関する基本事項

(1) 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(2) 応募に伴う費用負担

本事業への応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開及び情報提供は、局ホームページ等を通じて適宜行う。

(4) 担当窓口

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都第二本庁舎 28 階
東京都下水道局 計画調整部 計画課
電 話 03-5320-6698（ダイヤルイン）
電子メール S4000005@section.metro.tokyo.jp

第4 民間事業者の責任の明確化等、事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最もよく管理できる主体がリスクを負うことを基本とする。事業者が担う業務については、事業者が責任をもって実施し、発生するリスクを原則として事業者が負うものとする。予想される局と事業者のリスク分担については、事業契約（案）に示す。

2 事業者の責任の履行に関する事項

(1) 事業者の責任の履行について

事業者は、基本協定及び事業契約に従って、誠意をもって責任を履行する。

(2) 保険

事業者は、建設期間中及び維持管理・運営期間中に以下の保険に加入するものとする。

ア 建設期間中の保険

建設業務を行う設計・建設事業者の構成企業は、本事業の建設期間中、工事目的物及び工事材料等に対して、建設工事保険、組立保険及び第三者賠償責任保険等に加入しなければならない。

イ 維持管理・運営期間中の保険

維持管理・運営事業者は、本事業の維持管理・運営期間中、施設賠償責任保険、火災保険等に加入しなければならない。

(3) 契約保証金

設計・建設事業者は、設計・建設契約に係る契約保証金として、設計・建設契約に係る契約金額の100分の10以上の金額を納付する。一方、維持管理・運営事業者は、維持管理・運営契約に係る契約保証金として、維持管理・運営契約に係る契約金額の100分の10以上の金額を納付する。局は、契約保証金について、利息を付さない。

なお、事業者が、契約保証金の納付に代えて、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合（以下「契約保証金に代わる履行保証保険契約」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証（以下「契約保証金に代わる担保」という。）を受ける場合は、当該保険契約及び保証は同法律第46条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても補償するものでなければならない。

また、維持管理・運営契約において、契約保証金に代わる履行保証保険契約を行う場合、履行保証保険契約の契約期間が維持管理・運営契約の期間に満たない場合においても、保険契約の終了前に更新した保険証券を局に寄託し、維持管理・運営契約の終了まで同様とすることで、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、この際の保証の額は、契約金額を各契約期間で除した額に履行保証保険契約年数を乗じた額の100分の10以上とする。

(4) 社会保険加入に関する事項

国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成 24 年 7 月通知・令和 2 年 10 月改定）に従い、手続を行うこと。

社会保険未加入建設業者は、事業者となることができない。

また、原則として事業者は、以下に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（事業者が直接締結する下請契約に限る。以下同じ。）の相手方としてはならない。

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

3 局による事業実施状況の確認

(1) 設計・建設段階

局は、設計・建設契約に基づき、設計・建設に係る業務の監督を行う。

ア 設計時

局は、設計の内容を確認し、要求水準書と事業提案書に示した内容に適合していないと認められる場合には、設計・建設事業者には是正を求めることができる。設計・建設事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

イ 建設時

(ア) 局は、設計・建設事業者には施工状況等の事前説明及び事後報告を求めることができるとともに、設計・建設事業者に対する事前の通知により、いつでも建設現場での施工状況等の確認を行うことができる。局は、施工状況等を確認し、要求水準書と事業提案書に示した内容、及び設計図書で定めた仕様や性能に適合していないと認められる場合には、設計・建設事業者には是正を求めることができる。設計・建設事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

(イ) 局は、本施設の引渡しを受ける前に検査を行い、要求水準書と事業提案書に示した内容、及び設計図書で定めた仕様や性能に適合していないと認められる場合には、設計・建設事業者には是正を求めることができる。設計・建設事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

(2) 維持管理・運営段階

局は、維持管理・運営契約に基づき、維持管理・運営に係る業務のモニタリングを行う。

局は、維持管理・運営状況等を確認し、要求水準書と事業提案書に示した内容、及び設計図書で定めた仕様や性能に適合していないと認められる場合には、維持管理・運営事業者には是正を求めることができる。維持管理・運営事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

4 性能未達の場合

局は、事業実施状況等の確認の結果、設計・建設業務及び維持管理・運営業務において要求水

準書と事業提案書に示した内容、及び設計図書で定めた仕様や性能に適合していないと認められる場合には、事業者に対して是正勧告を行い、一定期間内に是正計画の提出・実施を求めるとともに、違約金の支払いを求めることができる。なお、違約金等の詳細については、事業契約（案）に示す。

第5 本事業の対象施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本事業の対象施設の立地等に関する事項

本施設の立地等の概要は、次のとおりである。

なお、詳細は要求水準書に示す。

(1) 位置

東京都大田区昭和島二丁目 5 番 1 号（森ヶ崎水再生センター東処理施設内）

(2) 都市計画区域

都市計画区域内

(3) 用途地域

工業専用地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）

(4) 防火地域

準防火地域

(5) 事業用地の敷地面積

約 1,800m²

2 本事業の対象施設の規模及び配置

本事業の対象施設は、消化ガス発電施設である。対象施設の詳細については、要求水準書に示す。

第6 基本協定及び事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

基本協定及び事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、局と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議が整わない場合は、契約に規定する具体的措置に従う。

また、基本協定及び事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所を局と事業者の合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

事業者による本事業の安定的・継続的な実施を担保するため、事業契約において想定される事業の継続が困難となる事由を挙げ、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2 事業者の事情で本事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者の帰責事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合

局は、事業契約の定めに従い、事業者に対して是正勧告を行い、一定期間内には是正計画の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に是正することができなかつたとき、局は事業契約を解除することができる。なお、詳細については、事業契約（案）に示す。

事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、局は事業契約を解除することができる。なお、詳細については、事業契約（案）に示す。

(2) 局が事業契約を解除した場合

(1)により局が事業契約を解除した場合、事業者は局に生じた損害を賠償しなければならない。なお、詳細については、事業契約（案）に示す。

3 局の事情で本事業の継続が困難となった場合

(1) 局の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業契約の定めに従い、事業契約を解除することができる。なお、詳細については、事業契約（案）に示す。

(2) 事業者が事業契約を解除した場合

(1)により事業者が事業契約を解除した場合、局は事業者に生じた損害を賠償しなければならない。なお、詳細については、事業契約（案）に示す。

4 不可抗力その他の事情で事業の継続が困難となった場合

局及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

ア 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、局及び事業者は相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、設計・建設契約を解除することができ

る。その場合、維持管理・運営契約についても解除することができる。

- イ 維持管理・運営期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、局及び事業者は相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、維持管理・運営契約を解除することができる。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するに当たり、法令等の変更により、法制上又は税制上の措置が適用される場合は、改正された法令等の措置に従う。

2 財政上及び金融上の支援

(1) 交付金等の取扱い

局は、本施設の設計・建設に対して下水道事業に係る国の交付金等を活用することを想定している。

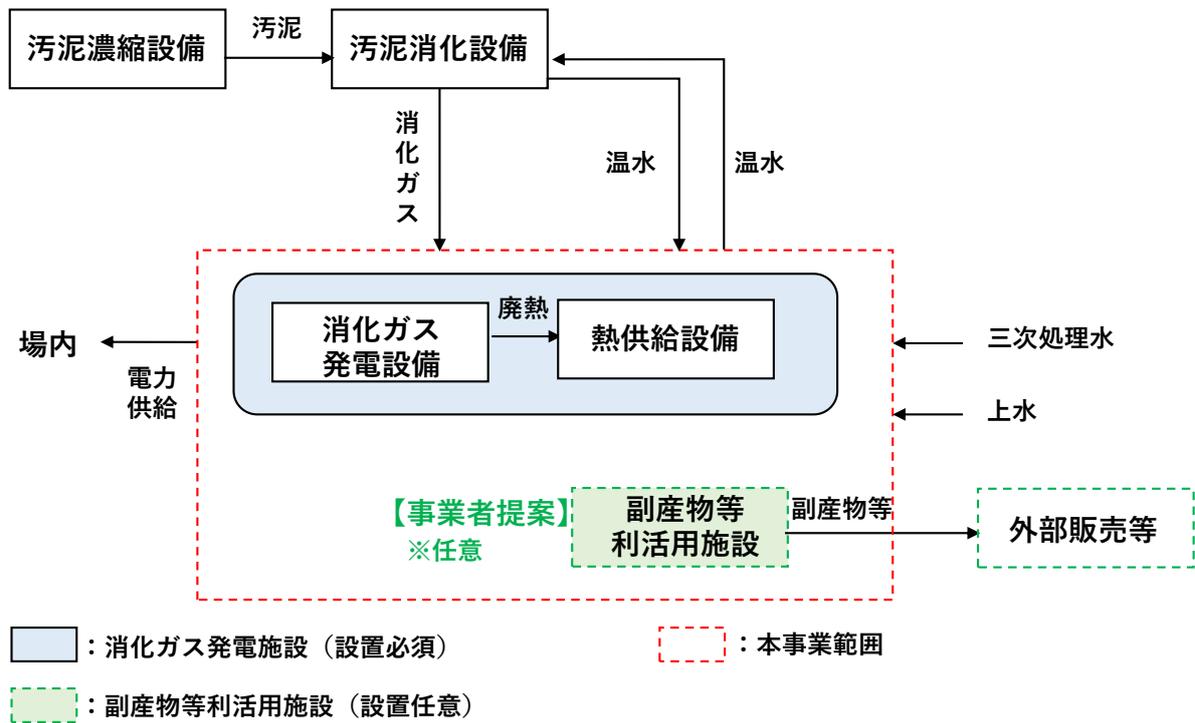
(2) 事業者が受ける金融支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、局はこれらの支援を事業者が受けることができるよう協力を行う。

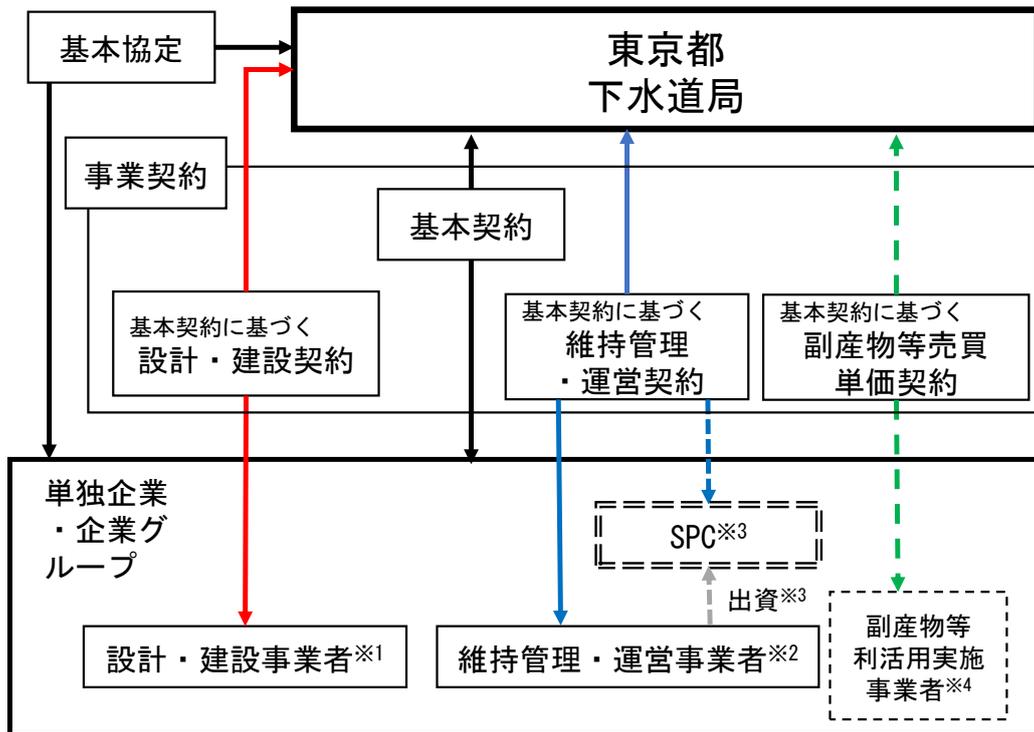
3 その他の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、必要な許認可等に関し、局は必要に応じて協力を行う。

別紙 1 事業範囲



別紙 2 締結主体



- ※1 設計・建設において、JV を結成する場合、局と JV が設計・建設契約を締結する。
- ※2 維持管理・運営において、JV を結成する場合、局と JV が維持管理・運営契約を締結する。
- ※3 維持管理・運営において、SPC を設立する場合、局と SPC が維持管理・運営契約を締結する。維持管理・運営事業者の構成企業は、SPC に必ず出資を行う。
- ※4 事業者が副産物等利活用を行う場合、局と副産物等利活用実施事業者が副産物等売買単価契約を締結する。副産物等利活用において、JV を結成する場合、局と JV が副産物等売買単価契約を締結する。

別紙 3 出来高上限額

本施設的设计・建設業務に係る対価について、出来高予定額（各会計年度の支払限度額）は、以下のとおりとする。

令和 6 年度：1,030,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

令和 7 年度：2,390,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

令和 8 年度：1,980,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）